午前10時0分開会

議

○議長(滝内久生君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会

直ちに本日の会議を開きます。

[「議長、緊急動議」と呼ぶ者あり]

◎緊急質問

- 〇議長(滝内久生君) どうぞ。
- ○6番(佐々木清和君) 私の、昨日の議場での質問に対しての市長の答弁についての確認、 その他を含めての緊急動議を申し立てたいと思います。

よろしくお願いします。

- ○議長(滝内久生君) どういう内容でしょうか。
- ○6番(佐々木清和君) 私が、浜へでの監視を協力的でなかったというような、浜へ出向かなかったというような答弁をされたもんで、私の隠れた行動が評価されてないという、その辺の確認をさせて、視聴させていただけると思っています。

以上です。

- ○議長(滝内久生君) ただいまの佐々木清和君の動議に対し、賛成者の挙手を求めます。
 「賛成者挙手」
- ○議長(滝内久生君) 賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ただいまより議会運営委員会を開催しますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午前10時38分再開

○議長(滝内久生君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

市長からの発言を求めます。

市長。

〇市長(松木正一郎君) 昨日の私の答弁、これをテープで起こして当局からいただきました ので、これについて朗読を申し上げます。

初年度は、佐々木議員も一緒に海岸を歩いていただきました。その年だったと思いますが、 その条例違反の業者さんに対し、彼らを市役所に呼んで、一緒に話し合う場を設けました。 この話し合う場に佐々木議員もいらっしゃっています。

これは、今からちょびっとだけ付け加えますと、たしか私は、このことについて佐々木議 員に対して敬意を表明した、どっかで表明したことを記憶しています。

これからまた戻ります。

しかしながら残念なことに、その後、夏のあの海水浴場で、ここをしっかり聞いていただきたいんです、私は佐々木議員を見かけることがなくなってしまった。

私がよくお見かけしたのは、議員で言えば中村議員であり、地元の人で言えばサーフィン 協会の酒井理事長です。

これ、答弁のとおり読んでいます。

こういう人たちが現場で、あの熱い砂の上で汗をかいて走り回っていた。恐縮ですけど、 市の職員も一応そこで一生懸命やっておりました。

この部分だけ今、急いでテープを起こして、私にくださいと言ってもらったものです。 これが実際の私の答弁であり、あなたが、議員がそこにいなかったということを言っているのではありません。

以上でございます。

◎議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(滝内久生君) 日程により議第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長(芹澤直人君) それでは、議第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

議案のかがみでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、4ページから5ページのとおり制定するものでございます。

提案理由は、生活保護の事務において、生活に困窮する外国人の利便性の向上及び事務の 効率化を目的とし、個人番号を利用した特定個人情報の提供を受けることができるよう、所 要の改正を行うためでございます。

改正の内容につきまして、議案説明資料により御説明申し上げます。

お手数でございますが、説明資料の2ページをお開き願います。

1、改正の趣旨でございます。

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定されていない事務であるため、現状では、マイナンバーを利用した事務の手続が行えないこととなっていますが、法第9条第2項の規定により、地方公共団体の条例において本事務を定めることによって、下田市独自でマイナンバーを利用した事務を行うことを可能とし、生活に困窮する外国人の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るものでございます。

要するに、法律で規定されるマイナンバーの利用範囲の中に含まれていないものにつきましては、地方公共団体の条例で定めることによりまして、マイナンバーを取り扱うことができるということでございまして、外国人の生活保護の措置に係る事務につきましても、マイナンバーを取り扱えるようにするために、条例を改正するという趣旨でございます。

2、改正の内容でございます。

- (1)としまして、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものを追加。これにつきましては、別表第1及び別表第2に追加をいたします。
- (2) としまして、条文整理でございます。(1) の改正に伴い必要となります条文の整理を別表第2で行います。

具体的な内容につきましては、3ページから9ページの新旧対照表で御説明をいたします。 お手数でございます、説明資料の3ページをお開き願います。

資料の向きが変わりまして恐縮でございます。左側が改正前、右側が改正後で、アンダー ラインを引いてある箇所が今回改正をさせていただくところでございます。 まず、マイナンバーを取り扱えるようにするために、加える内容について、御説明をいたします。

右側の改正後のほうを御覧ください。

別表第1は、市が、マイナンバーを利用することができる事務を列記した表でございまして、今回は、5つ目といたしまして、「生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの。」を加えるものでございます。 次に、別表第2に追加をする内容でございます。

お手数でございますが、7ページをお開きください。

別表第2は、別表第1の事務を執行する際に、取り扱うことのできる特定個人情報を表したものでございます。

先ほど御説明しました、別表第1に追加した事務を、このページの2段目に追加いたしまして、表の左側と中央の枠内は、別表第1と同じ内容となってございます。この事務で取り扱うことのできる特定個人情報といたしまして、表の一番右端に列記してございます。資料の9ページにまで及びまして、全部で14の情報を扱えるようにいたします。

次に、条文の整備でございます。

お手数でございます、資料の3ページにお戻りください。

3ページ、右側、改正後の、別表第2の最下段、アンダーラインの箇所でございます。別表第2は、取り扱いのできるマイナンバーの情報を追加することに伴いまして、語句を整理する必要が生じ、整えるものでございます。

このアンダーラインの箇所でございますが、長い表現の語句が、繰り返して用いられることを避け、条文を簡潔にするために、略称する規定を設けるものでございます。

ここでは、「身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報」を括弧内の「身体障害者手帳関係情報」と略称するように規定しております。同様に、4ページから6ページの改正後のアンダーラインのある5箇所で略称規定を設けました。

お手数でございます、5ページをお開きいただきたいと思います。5ページの左側の改正前の表の右端のほうですね、上から2段目の欄にアンダーラインがございます。「生活保護法」の語句の後ろの括弧書き、これは法令の題名を引用する際の表記方法でございますが、同じ法令の題名の引用を2回以上行う場合、2回目からは題名のみとするという、法制執務の原則に基づきまして、法令番号を削除するものでございます。

以上が条例改正の内容でございます。

恐れ入ります、2ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

3、改正による効果でございます。

生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、マイナンバーカードによる確実な資格及び本人確認を行うとともに、医療券の発行事務を省力化することで、生活保護受給者の利便性を高めることができます。

4、施行期日につきましては、公布の日といたしまして、対象となる事案があれば、条件が整えば迅速に対応できるようにしたいと考えております。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(滝内久生君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) 下田市に在住の外国人に下田市がマイナンバーを付して交付をしようと、こういう事務をやるんだと、こういう内容に理解をしました。

そうしますと、具体的にこの対象になる外国人が、どこの国の人が何人どのようにいて、これは必要なのかと。現在、マイナンバーが交付されずに、生活保護や等々の、あるいは独り親等々の子に出ているサービスを受けているんだろうと思うんです、この外国人の方々は。だとすれば、どこの国の何人の外国人が生活保護を受けているのかということも併せてお尋ねをしたいと。

当局の思いでマイナンバーを振れば管理がしやすいからと、こういう観点からのみでマイナンバーを付けていいものかどうなのかと。やはり実際に対象になる人たちの意見や見解は、この条例の中にどう反映されてるのか、されてないのかと。振ることによってサービスが向上すると、こういう具合に御説明しているわけでありますが、そのことによって具体的にどこのサービスがどう向上するのかという点を併せてお尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(滝内久生君) 福祉事務所長。
- **〇福祉事務所長(芹澤直人君)** 御質問の中で、まず、どこの国の人が何人対象になるか、また、実際に生活保護を受給されているかという御質問でございました。

今、すみません、どこの国の方が何人という対象者数については、資料のほう持ち合わせてございませんけれども、生活保護を受給中の外国人ということで、国別の数字ではございませんが、受給中の外国人の方は、今現在、6世帯で7人ということでございます。

それから、当局の思いで条例を改正していいのかという内容の御発言がございましたけれ

ども、これにつきましては、今、全国一律で令和6年度からオンラインの資格確認ということで、マイナンバーを使いまして、生活保護の方が受診するような準備を進めようかというところでございます。これにつきましては、厚生労働省のほうから通知がございまして、医療補助のオンライン資格確認における外国人の取扱いについてという事務連絡文書なんですけども、令和3年3月30日に発せられていまして、条例の整備がされていないところについては、外国人の方、日本人の方は生活保護を受けていらっしゃる方がマイナンバーを使って医療機関の受診ができるんですけども、外国人の方はそれができないということですので、条例のほうの整備を進めるようにというような内容の文書をいただいてございまして、それを受けて今回の条例改正をさせていただきたいという背景がございます。

それから、具体的なサービスの向上というところでございますが、医療券の発行というところ、今、生活保護を受けられている方が病院に行きたいというようなお申出があった場合は、そのまま行っていただくことはできませんで、福祉事務所のほうから医療券を発行いたしまして、それを生活保護受給者の方に交付いたしまして、その医療券を生活保護受給者の方が医療機関に提出していただきます。そうしたことによって資格を確認いたしまして、また、医療機関のほうは医療券に基づいて社会保険診療報酬支払基金というところにレセプトを送付いたしまして、その社会保険診療報酬支払基金のところがレセプトを取りまとめ、都道府県を通じて市町のほうに請求が届くようなそうした支払いの流れもございます。この一連の受診から支払いまでの事務事業が効率化されるというところもございますし、生活保護受給者の方にとっては、医療券の交付を待たずとも、マイナンバーカードを病院のほうに持って行けばすぐに受診ができるようなそうした向上が期待できるということでございます。以上です。

- 〇議長(滝内久生君) 13番 沢登英信君。
- O13番(沢登英信君) 生活保護は御案内のように各自治体でやっておりますが、法体系をもって国の大きな事業ですよね。そして、マイナンバーの制度も国が今進めていると。しかし、国は外国人のところまで対応できないと、法的にですね。対応してはいかがなもんかと、こういう見解があるからこの法律の改正をできずに、各市町村でやんなさいよと。下にやらせるという、こういう仕組みになっているんだろうと思うんです。これがたとえ、下田市が条例改正をしなくても、実際の事務上は何らの弊害もないと言えるんじゃないかって僕は思うんです。逆に、マイナンバーを振んなかったらどういう弊害が出てくるのかと。

しかも、このほとんどは恐らく、僕の推定ですけども、在日の韓国の人たちがこの対象に

なっているんじゃないんですか、実態は。

ですから、国が言われたからやればいいんだということではなくて、これがどういう内容を含んでいる法改正なのかと。そして、対象になっている人たちに有利なのか不利なのかと。そういう外国人を管理するための上からの押しつけだとすれば、それはやはりそうでないような仕組みをつくると。こういうことが私は必要ではないかと思うわけです。

そして、それを実施するに当たりましても、そういう配慮をした改正、実施をするということが私は必要だと思うんですけども、どのように受け止められているのか。国から言われたからそのとおりにやるんですよと、こういうことでは下田市として、担当者として、不十分ではないかと私はこう思いますがいかがでしょうか。

- 〇議長(滝内久生君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(芹澤直人君) この条例改正が行われない場合に、どういう不便が生じるのかというような内容の御質問であったかと思いますけども、ほかの市町、全国の市町村では、生活保護を受けている方がお医者さんにかかりたいというときに、マイナンバーカードだけ持っていけばいいところを、下田市のほうだけは条例が不十分であるということになると、今までどおり医療券を発行、交付をしまして、それを待たなければ医療機関の診療は受けられないというような御不便が生じるところです。

国の押しつけでいいのかというような御質問がございましたけども、これはやはり生活保護の受給者の立場に立って考えますと、今までの医療券の交付をしていた事務が簡便化されるということのほうが受給者にとってはサービスの向上になるのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

- ○議長(滝内久生君) 13番 沢登英信君。3回目です。
- O13番(沢登英信君) 簡便になるという御答弁は国もそういう具合に言っていますから、それを準用したんだろうと思いますけども、しばらくの間医療券を発行するようになるんじゃないんですか。そこら辺の切替えとか等々はどのようにお考えになっているのか。マイナンバーなんか要らないよという人だっているんですから、日本の人だってですね。そうすれば、当然医療券を発行するという形になろうかと思うんですが、強制的に医療券というのはなくなるという方向になるんでしょうか。どういう見解をお持ちでしょう。お尋ねします。
- 〇議長(滝内久生君) 福祉事務所長。
- **○福祉事務所長(芹澤直人君)** そうですね、このオンライン資格確認が始まりますのが令和

6年度からになりまして、それまでの間は、マイナンバーカードを生活保護受給者の方が全員お持ちいただくように、こちらのほうで御案内をさせていただいてまいります。今も、令和4年度もそうした事務を進めているところでございます。

また、あわせてシステムのほうの導入につきましても、令和5年度の予算のほうで要求を 上げさせていただいてございまして、令和5年度準備を進めて、令和6年度には多くの方が マイナンバーカードで受診できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(滝内久生君) ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(滝内久生君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11号議案は、総務文教委員会に付託いたします。 ここで休憩したいと思います。11時15分まで休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長(滝内久生君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

, 0

◎議第12号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(滝内久生君) 次は、日程により、議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長(芹澤直人君) それでは、議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の6ページをお開き願います。

議案のかがみでございます。

下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、7ページのとおり制定するものでございます。

提案理由は、社会情勢の変化に伴い、デイサービス事業の充実を図るためでございます。 改正の内容につきまして、議案説明資料により御説明申し上げます。 お手数でございます、説明資料の10ページをお開き願います。

資料の向きが変わります。新旧対照表で、左側が改正前、右側は改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回の改正でございます。

新旧対照表の左側、改正前の条文で、第5条第5項第3号の「老人デイサービスセンター内において、給食を利用する者 500円」を、表の右側、改正後の条文のとおり「前2号に掲げるもののほか、食事の提供に要する費用、日常生活に要する費用その他の老人デイサービスセンター利用者が負担すべき費用に係る額 実費相当額」に改め、第4号を削るものでございます。

こちらにつきましては、現在、総合福祉会館の老人デイサービスセンターにおきまして実施しているデイサービス事業では、給食を利用する方から、利用料として500円をいただいているところでございます。

この利用料は、平成18年に350円から500円に改定をして以来、17年間にわたり、据え置かれておりました。

実態としましては、総合福祉会館の指定管理者であります社会福祉法人下田市社会福祉協議会が、弁当業者から調達する弁当と、茶菓子などのおやつを提供しておりますが、物価高騰の影響を受け、現状の食事内容を維持することが困難となってございます。さらに、このまま料金を据え置いた場合は、十分な食事の提供ができなくなり、栄養バランスの面からもサービスの低下を招くことが懸念されますことから、実費相当の利用料金をいただくように改正をするものでございます。

第16条第2号及び第3号のアンダーラインの箇所につきましては、第5条の改正に伴いまして、条文を整えるものでございます。

恐れ入ります、議案件名簿にお戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。 附則でございます。

第1項は、この条例は令和5年4月1日から施行するというもの。

第2項は、条例の適用区分を定めるもので、3月31日までの食事の提供は500円、4月1日以降の食事の提供は実費とするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(滝内久生君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 進士濱美君

○9番(進士濱美君) お尋ねいたします。

今回の値上げにつきましては、17年間350円を500円に値上げというのが、実態の変更ですね。諸物価の高騰については分かります。当然ながら、こうしますと3割以上、35%ぐらいの値上がりになりますもんね、350円から500円ですから。これは、利用者からの一定の意見や要望等はここんところございましたか、1年2年の間に。それによって、内容が低下してきているのか、栄養バランスが不安に感じるのかという一定の考え方あると思うんですが。

と申しますのは、一つは、老人の宅配サービスというのも同事業でやっておりますね、所管として。あれも1,300食内外が宅配されていると思うんですが、値段的にも同様な値段だと思います。これにも影響してきますんで、その辺をどういうふうに考えたらいいのか、所見をお知らせください。

- 〇議長(滝内久生君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(芹澤直人君) 今回の条例改正の議案を提出させていただくことに至った背景といたしましては、昨年の8月31日に指定管理者のほうから要望いただいてございます。指定管理のほうでは、弁当業者から、やはり値上げをしないとやっていけないというような内容のお願いがあったということでございます。これを受けまして、こちらのほうでは、市内のほかのデイサービスをやっている事業所の給食サービスの料金ですとか比較検討などをいたしまして、今回の条例改正の案は妥当なところかなというふうに判断をしているところでございます。

それから、宅配サービスのほうについてなんですが、委託事業で市のほうで実施しているところでございますけれども、こちらのほうは、社会福祉協議会に市から委託をしまして、そこからまた弁当業者さんのほうに発注をしているところなんですけども、弁当そのものの金額は、そちらについては変わらないということなんですが、配達の料金につきましては、上げていただきたいというようなお話がございまして、それを反映しまして、令和5年度の予算要求のほうに要望させていただいているような状況がございます。

以上でございます。

○議長(滝内久生君) 当局に申し上げますけど、今の議員の質問は、今回の条例の中身は従前500円だったのを、実費にするという内容だと思います。その辺の説明が不十分ですので、そのような質問が出てきますので、もう一度その点を説明してください。

福祉事務所長。

- 〇福祉事務所長(芹澤直人君) はい。
- 〇議長(滝内久生君) 暫時休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○議長(滝内久生君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

副市長。

○副市長(曽根英明君) すみません、ちょっと誤解があるようなので、ちょっと私の方から 再度説明させていただきますけれども、先ほど議員の質問の中に、350円から500円にという ような御質問があったかと思うんですが、それは過去に値上げしたことであって、今回の条 例改正は、現在500円いただいているところを実費相当に改正するというような条例改正の 内容でございます。

以上でございます。

- 〇議長(滝内久生君) 9番 進士濱美君
- ○9番(進士濱美君) いわゆる実費ですから、ある程度の値段に落ち着くんだろうと思うんですけども、550円であるとか600円になるよとか、可能性ないわけじゃないですよね。その辺の見通しはつけてあるのかということですね。

これが一応通りますと、先ほど申し上げた、心配するのは、個人の1,000件を超える宅配 弁当までほぼ業者は多分同じだろうと思うんですよね。同じことになって影響が出るんだろ うと思うんですが、その辺を心配するものですから、再度見解をお知らせください。

- 〇議長(滝内久生君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(芹澤直人君) 見通しということでございますけども、改正後の見通しといたしましては、630円を見込んでおります。この内訳としましては、お弁当のほうが560円、おやつが70円ということで、合わせて630円というふうに見込んでいるところです。

それから、宅配の給食サービスのほうにつきましては、先ほどもちょっと答弁の中でお話 ししましたけど、弁当料金のほうは、業者さんはちょっとまた別になるようでして、そちら のほうのお話としましては、弁当料金は変わらないんですけれども、配達に係る料金のほう を上げたいというようなことが業者さんのほうから言われているということでございます。 以上です。

- ○議長(滝内久生君) 9番 進士濱美君。3回目です。
- ○9番(進士濱美君) ほぼ630円ぐらいまでいくということですね。そうしますと、諸物価の高騰でほぼどこも飲食店も苦しいもんですから、この程度は日常であれば常識的な値段だとは思いますがな。ただ、これ利用がデイサービスセンター内ということが一つは問題だと思います。その辺を考慮をどうしていくのか、持ち出しの負担軽減を。デイサービスセンターでの価格ではちょっと疑問視だと思うんですけどもね。コンビニすら500円以下でノリ弁当とか十分売ってますから、そういうのを考えますと一般のお年寄り等も、あれ、と思う金額だろうと思います。その辺の余地はないんでしょうか。最後にお願いします。
- 〇議長(滝内久生君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(芹澤直人君) 630円の金額についての御質問ですけれども、先ほど申し上げました、ほかのデイサービスの事業所のほうで調べたところ、4事業所が7月の時点では640円から956円までということでございました。直近で3月の初めにもう一度その4事業者について調べたところ、うち2業者は据置きだったんですけれども、2業者については、640円だったところが、最低の価格だったところが720円に値上げをしておりまして、もう1業者は830円から857円と上げてございます。

この630円、コンビニのお弁当だけだったらもう少し低料金のものもあるかもしれませんけれども、おやつ代も含めるというところで、お弁当代が560円、おやつ70円ということで合わせて630円。これは、先ほど調査した4事業所と比べても一番安価な金額になりまして、妥当なところではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

- ○議長(滝内久生君) ほかに質疑ございますか。
 - 1番 江田邦明君。
- ○1番(江田邦明君) デイサービス利用ということで、税金の使われといたしましては、老人福祉であったり、障害者福祉という観点かと思われます。現在の500円については、弁当事業者さんの単価が500円でそのまま500円をお支払いしてるのか、それとも市の助成であったり、何らかの利用者以外の方がそういった補填があるのかについて教えていただきたいと思います。

もう1点が、例えば本人が、私は今後見込まれる630円のじゃなくて今までどおり500円の もので結構ですよ、そういった希望があった場合、そういったことに対応できるのかどうか 確認したいと思います。

- 〇議長(滝内久生君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(芹澤直人君) まず、1点目の御質問、助成や補填があるのかというところ については、これは助成や補填はございません。利用者の方の御負担が全部になります。

それから、今までどおり500円がいいよという方がいた場合の対応ということですが、今 想定しておりますのは、統一した金額でお願いをしていきたいというふうに考えております。 デイサービス用のお弁当というのも、業者さんのほうに配慮していただきまして、刻み食で すとか、高齢者の方が食事をしやすいような内容だったり、本人のほうから苦手な食材であ るとかそうしたものも配慮して、ある程度きめ細やかな調理法を業者さんのほうにお願いし ているというところでございまして、そうしたサービスを加味しますと、一定の金額でお願 いをしていけたらなというというふうに考えているところです。

以上です。

- 〇議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。
- ○1番(江田邦明君) 令和3年度主要な施策の成果のほうを見ておりまして、こちらで給食サービス事業ということで、先ほど進士濱美議員がおっしゃったものがございます。こちらですと、今、当局の答弁ですと配達料値上げということでお話がありましたが、実際、個人負担は500円ということになっております。配達料が増えたことでこちらの給食サービス事業の個人負担というのは上がるのか上がらないのか、500円のまま新年度予算に計上されているのかお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(滝内久生君) 福祉事務所長。
- **〇福祉事務所長(芹澤直人君)** すみません。今ちょっと手元に資料がなくて、あれなんですが。お答えできないです。後でよろしいですか。
- ○議長(滝内久生君) 1番 江田邦明君。3回目です。
- ○1番(江田邦明君) 詳細なお答えは委員会審査の中でお願いしたいと思いますが、やはり デイサービス利用される方と、高齢者の宅配給食サービス事業というのは一連のものかと考 えることができます。一方は実費負担で、想定が今630円ということですが、こちらの宅配 事業はそのまま500円で、市のほうがこちら補填、650円地区と700円地区があってそれぞれ 150円と200円を市が負担していると思いますが、やはりそういった部分も検討した上で、こ の総合福祉会館の条例改正に至ったというものを委員会の中で説明をお願いして、質問を終 わります。

○議長(滝内久生君) ほかに質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

O13番(沢登英信君) ちょっときっちり調べてなくて恐縮なんですけど、現行の(4)に「前3号に掲げるもののほか日常生活に要する費用その他老人デイサービスセンター利用者が負担すべき額に係る額 実費相当額」という、これと同様に給食費も実費相当額にしようと、こういう内容になっているわけです。したがって、そうしますと現実の問題として、4項で現在実費相当額として支払っているものはどういうものがあるのかと。この改正ですと、実費相当額ということになりますと、結局、もう今後一切議会のチェックは実費相当額ですから必要ないよとこういうことになるわけです。やはり給食を金額幾らだと定めるという定め方、そしてそれが市民へのサービスですよと、議会できっちりそれがチェックされて、その金額として妥当かどうかが議論されると、こういうことが必要であるという判断のもとにこの条例はできていると思うわけです。

ところが、今度の条例は実費相当額ですから、ある場合には400円になるよと、ある場合には1,000円になるよと、幾らになっても議会のチェックはもう要りませんよとこういう仕組みになるわけですから、ここはやはり今630円が相当だということであれば、500円を630円に改めていただく、そういう条例を私は提案すべきではないかと。

にもかかわらず、実費相当額ということで、今、物価の乱高と言いますか上がる時期であるので、運用しやすいようにするんだとこういう意図ではないかと思うわけですけども、やはり条例としてのそういう決め方はあんましイレギュラーと言いますか、やってはいけないような条例の決め方ではないかと。630円が必要であるというなら、ちゃんと同じように3項で老人デイサービスの給食は630円にしたいよと、こういうことでいいのか悪いのかを議会に諮ると、こういうことが必要だと思うんですが、なぜ実費相当額というような表現で3項と4項をまとめてしまったのかという点についてお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(滝内久生君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(芹澤直人君) 実費相当額といたしましたのは、他市町の状況もちょっと調べたところ、近隣、賀茂郡内で実費相当額としていたということ、それから、物価高騰もこの先どうなるかというところもございまして、金額をその都度見直すときに実費相当額としておいたほうがよろしいのかなということも考慮しました。

そして、チェック機能がどうなのかというようなお話もありましたけども、もともと給食 に係る料金というのは、介護保険の適用外のものでございまして、利用者が御負担いただく というところでございまして、今実態としましては、習字ですとか工作とかの材料費を1回 50円をいただいているようですが、そのほか考えられるのは紙おむつ代ですとかそうした類 いのものになってくるわけですけども、こうしたものについては実費を御負担いただくというのがほかの市町でも、ほかの事業所でもそのように対応されているというところでございまして、このような条文にさせていただいた次第でございます。

以上です。

- 〇議長(滝内久生君) 13番 沢登英信君。
- O13番(沢登英信君) 意味はそういうことだろうと思いますが、しかしこの条例の表現としては、従来のこのやり方のほうがきっちり議会のチェックも受けようと、物価が上がろうとそれはその時点できっちりやっていこうという前任者がつくられた金額を明示するという方向が私は正解ではないかと、ぜひそういう意味では検討し直していただきたいと、意見を言って終わります。
- O議長(滝内久生君) ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(滝内久生君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第13号~議第15号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(滝内久生君) 次は、日程により、議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(糸賀 浩君) それでは、議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括して御説明申し上げます。

お手数ですが、議案説明資料の11ページをお開きください。

初めに、今回の条例改正の概要について御説明を申し上げます。

まず、条例改正の背景・趣旨についてでございます。

児童福祉施設における送迎バスでの重大事故の多発等を受け、再発防止に向け、児童の安全確保に係る規定を追加する「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月に公布されました。

また、児童虐待の防止を図る観点から、民法及び児童福祉法における懲戒権に係る規定を削除する「民法等の一部を改正する法律」が令和4年12月に公布されました。

これらの関係法令の改正に基づき、国が定める「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準」、「放課後児童健全育成事業」 及び「家庭的保育事業等」の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、関係 条例について所要の改正を行うものでございます。

各条例の改正内容でございます。

(1)の「下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、改正点は1点で、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘のある、懲戒権に関する規定が民法等から削除されたことに伴うもので、保育所等児童福祉施設の長の懲戒権に係る権限自体が法律から削除されたことにより、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものでございます。

次に、(2)「下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」です。

改正点1点目は、児童の安全確保の推進に関する改正で、安全計画策定等を義務づける規定を新設するものです。ただし、既に一定の安全に関する取組が義務づけられております保育所や家庭的保育事業とは異なることに配慮しまして、令和5年度末までは努力義務とする経過措置を設けます。

改正点2点目は、自動車運行時の所在確認に関する改正で、利用者の移動に際し、自動車 を運行するときの所在確認の実施を義務づける規定を新設するものです。

改正点3点目は、業務継続計画の策定等に関する改正で、感染症や非常災害の発生時における業務継続・再開を図るための計画の策定等の努力義務を新設するものです。

改正点4点目は、感染症等の予防、まん延防止措置を明確化する改正で、事業者が講ずる べき措置の内容を具体的に規定するものでございます。

次に、(3)「下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例」です。

家庭的保育事業等とは、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業で、定員や実施の場所等によりまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業に分類されております。

現在、下田市内におきましては、家庭的保育事業等はございません。

改正点1点目は、放課後児童健全育成事業と同様に、安全計画策定等を義務づける規定を 新設するものです。

改正点2点目は、自動車運行時の所在確認等に関する改正で、利用者の移動に際し、自動車を運行するときの所在確認の実施とともに、送迎車両への見落としを防止する装置の設置を義務づける規定を新設するものです。

改正点3点目は、懲戒権に関する改正で、特定教育・保育施設の基準同様、懲戒に関する 権限の濫用禁止規定を削除するものです。

改正点4点目は、インクルーシブ保育推進に関する改正で、家庭的保育事業所等が他の社 会福祉施設等を併設する場合における人員・設備基準を緩和するものでございます。

改正点 5 点目は、感染症等の予防、まん延防止措置を明確化する改正で、事業者が講ずる べき措置の内容を具体的に規定をするものでございます。

それでは、議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の8ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次の9ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正内容について御説明を申し上げます。

議案説明資料の13ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

民法等の改正に伴い、国の示す基準から懲戒権に関する権限の濫用禁止の規定が削除されました。この基準は、市が条例を定めるに当たり従うべき基準であったことから、同様に削

除とする改正を行うものでございます。

議案件名簿の9ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿10ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次の11ページから12ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に 伴い、所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の14ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

第6条の2を追加する改正は、安全計画の策定等の義務化に係る改正です。設備の安全点 検や安全に関する指導、研修及び訓練等の安全に関する事項についての計画「安全計画」の 策定のほか、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の 実施などを規定するものです。

第6条の3を追加する改正は、児童の移動等のために自動車を運行するときは、点呼による所在確認を行うことを義務づける規定を新設するものでございます。

第12条の2を追加する改正は、業務継続計画の策定等の努力義務化に係る改正で、感染症や非常災害の発生時における、支援の継続実施や早期の再開を図るための計画の策定等について規定を新設するものでございます。

15ページをお開きください。

第13条は、衛生管理について規定しているもので、感染症等の予防・まん延防止について 努力義務は課されているものの具体的な内容は規定されていないため、求めるべき具体的な 内容として、研修・訓練の実施を規定するものでございます。

議案件名簿の12ページにお戻りいただき、附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するもの。

第2項は、改正後の第6条の2安全計画の策定等について、令和6年3月31日までの間、

努力義務とする経過措置を設けるものでございます。

続きまして、議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の13ページをお開きください。

議案のかがみでございます。

下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 を、次の14ページから15ページのとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、 所要の改正を行うためでございます。

それでは、条例改正内容について御説明申し上げます。

議案説明資料の16ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインの箇所が今回改正する部分でございます。

第7条の2を追加する改正は、放課後児童健全育成事業同様、安全計画の策定等の義務化 に係る改正でございます。

第7条の3を追加する改正は、児童の移動に際し、自動車を運行するときの所在確認の実施とともに、送迎車両への見落としを防止する装置の設置を義務づける規定を新設するものです。

17ページをお開きください。

第10条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定をしているもので、保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施を可能とするため、併設する他の施設の設備や職員を共用できるものとするものでございます。

第13条の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業と同様に、懲戒に関する権限の濫用禁止の規定を削除する改正を行うものです。

第14条は、衛生管理について規定しているもので、放課後児童健全育成事業同様に、感染症等の予防・まん延防止について、求めるべき具体的内容を規定するものです。

議案件名簿の15ページにお戻りいただき、附則でございます。

第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行する。

ただし、第13条の懲戒権に関する権限の濫用禁止の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、改正後の第7条の3第2項の送迎車両への見落としを防止する装置の設置につ

いて、令和6年3月31日までの間、安全装置の使用に代わる代替的な措置とすることができる経過措置を設けるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(滝内久生君) 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。午後1時まで休憩します。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長(滝内久生君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第13号議案から議第15号議案までの当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(滝内久生君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第13号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(滝内久生君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第14号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(滝内久生君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長(滝内久生君) 次は、日程により、議第16号 下田市国民健康保険条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

〇市民保健課長(斎藤伸彦君) それでは、議第16号 下田市国民健康保険条例の一部を改正 する条例の制定についての御説明を申し上げます。

条例の説明に入る前に、本条例で扱う出産一時金について説明させていただきます。

いわゆる出産については病気ではないということで、健康保険の病気治療の保険が出ない ということで、出産については金額が高いということもありまして、出産一時金という形で 妊産婦に費用の負担を行うという制度になっております。

では、説明を申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお開き願います。

議案件名簿16ページです。議第16号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別 紙17ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、出産育児一時金の額を引上げを行うためのものでございます。

それでは、改正の内容につきまして議案件資料について説明を申し上げます。お手数ですが、議案説明資料の18ページをお開き願います。

このたびの条例改正は、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」令和4年12月15日において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げられるべき」とされたことに基づきまして、令和5年2月1日に厚生労働省保険局国民健康保険課から「国民健康保険条例参考例の一部改正について」が通知され、令和5年4月1日に施行されることとなったことを受け、出産育児一時金の支給額を引き上げるものです。

改正の内容について、出産一時金を8万円増の48万8,000円とし、産科医療補償制度1万

2,000円と合わせて50万円とするものです。

施行期日は令和5年1月1日で、財源補填につきまして、令和5年度については引上げ分8万円の3分の2が地方交付税措置で手当てされることに加え、1件当たり5,000円が国から追加交付されます。

令和6年度以降につきましては、次期通常国会提出予定の法案による制度改正で、後期高齢者医療制度による出産一時金への支援や後期高齢者と現役世代との負担見直しが検討されているところであります。

19ページをお開き願います。

ページ左側は改正前、右側は改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

改正内容でございますが、第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改めるもので ございます。

お手数ですが、議案件名簿の17ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものでご ざいます。

なお、本条例については、令和5年2月15日に、下田市国民健康保険運営協議会の場において、下田市長から諮問を受け、当該運営協議会において審査し、令和5年2月21日に下田市長宛てに改正が適切であるとの答申が出されたものでございます。

答申に、付議する内容はありませんでしたが、運営協議会の場においては、財政負担3分の2は地方交付税が措置されるが、残り3分の1の財源は国民健康保険会計からの持ち出しになるが大丈夫かという議論がありましたが、財政負担は許容できる範囲であり、子育て支援として重要な意味があるとのことで、実施すべきとの意見がありました。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第16号 下田市国民健康保険条例の一部を改 正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(滝内久生君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(滝内久生君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第16号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

〇議長(**滝内久生君**) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後1時07分散会